実務者のための

Chizai Rashimban

本稿は、知財にまつわるトピックや 法制度の情報など、知財の実務に関 係する情報を、プロシード国際特許 商標事務所の鈴木康介弁理士が分か りやすく解説していきます。

※1) 商標法3条1項6号の審査基 準によれば、識別力がなく登録が認 められないものの例として、キャッ チフレーズが挙げられている。

※2) 東京地裁平成10年7月22日判 決 平成9(ワ)第10409号

「コカ・コーラの缶上に記載された 本件欧文字表記及び本件カタカナ表 記を見た一般顧客は、専ら、ザ・コ カ・コーラ・カンパニーがグループ として実施している、販売促進のた めのキャンペーンの一環である キャッチフレーズの一部であると認 識するものと解される。したがって、 本件欧文字表記及び本件カタカナ表 記は、いずれも商品を特定する機能 ないし出所を表示する機能を果たす 態様で用いられているものとはいえ ないから、商標として使用されてい るものとはいえない。」

守りたい人がいる

2010年3月17日、埼玉県警は採用試 験のポスターなどに使った「守りたい、 『ひと』がいる。」の表現が、陸上自衛隊 の商標権を侵害しているおそれがあると して、ポスターなど約2万枚の回収を始 めた。陸上自衛隊は2001年、設立50周 年を記念して作ったキャッチフレーズ 「守りたい人がいる」を既に商標登録し ている (以下参照)。

【コメント】

1. 背景

① 商標法において、原則としてキャッ チフレーズは商標登録されない

【権利者:防衛庁陸上幕僚長】

守りたい人がいる



商標登録第4489386号

商標登録第4491514号

【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

- 録音済みの磁気カード・磁気シート及び磁気テープ、映写フィルム、スライド フィルム、録画済みのビデオディスク及びビデオテープ
- 14 貴金属製き章, 貴金属製バッジ
- 紙袋、カレンダー、パンフレット、カード、手帳、ノートブック、便せん、封 16 筒, 名刺用紙, 書類挟み, ステッカー, ラベル (布製のものを除く。)
- 26 衣服用き章(貴金属製のものを除く。),衣服用バッジ(貴金属製のものを除く。)
- 広告 35
- 36 前払式証票の発行
- 42 陸上自衛隊に関する印刷物に掲載された記事情報の提供

陸上自衛隊の「守りたい人がいる」は、 商標登録されましたが、原則として キャッチフレーズの商標登録は困難とさ れています*1。

② キャッチフレーズの商標は権利行使 が困難

以前、コカ・コーラ社の飲料の包装に 「Always Coca Cola」と付されていたた め、ある企業が「オールウェイズ」とい う登録商標に基づき商標権侵害であると して訴訟を提起しました。しかし、この 裁判では、コカ・コーラ社の当該表示は、 商標的使用ではないとして、その企業の 権利行使を認めませんでした*2。

③ 商標法の侵害は、商標と指定商品と 指定役務との関係で判断される

陸上自衛隊の商標「守りたい人がいる| の指定役務は、「広告、前払式証票の発行、 陸上自衛隊に関する印刷物に掲載された 記事情報の提供」などです。

埼玉県警は、キャッチフレーズとして 自社の採用広告に「守りたい人がいる」 という文字を付しましたが、埼玉県警の 業務は、本商標権の指定役務には該当し ないものと考えられます。

「商標権を侵害しているのではないか | という風評被害を防ぐため、あえて埼玉 県警はポスターの回収等に踏み切ったの ではないでしょうか。



④ 著作権による保護

キャッチフレーズなどの短いフレーズ は、一般的に著作物性が認められにくい のですが、交通安全のスローガンや古文 単語の暗記用語呂合わせなどでも著作物 性が認められたケースもあります。仮に、 キャッチフレーズの著作物性が認められ た場合、デッドコピーは著作権(複製権) 侵害になると考えられます。

2. 実務上の指針

今回、埼玉県警は、ポスターを自主回 収するという判断を下しましたが、 キャッチフレーズの商標権に基づき、民 間企業、特に知財部がある企業に対して 権利行使を行う場合、相手方が以下の要 件に該当するか否かについて慎重に検討 する必要があります。

- A. 自社の登録商標を商標的な使用を しているかどうか
- B. 自社の指定商品・指定役務の範囲 内かどうか

一方、他社のキャッチフレーズを使う 場合、そのフレーズに著作物性があるか 否かを慎重に判断しましょう。

Twitterのドメイン紛争

テラ・インターナショナル社(以下、 T社)が「twitter.co.jp」のドメインを 入手し、ツイッター社に対して2万ユー 口(約260万円)で買い取りを求め、さら に、T社の代表者を、ツイッターの 「Suggested Users List (おすすめユー ザーリスト)」に加えてほしいと求めた。

このため、ツイッター社は、2010年 1月28日に日本知的財産仲裁センター**4 に仲裁の申し立てを行った。2010年2 月2日から手続きが開始され、2010年 3月31日に「ドメイン名『twitter.co.jp』 の登録を申立人(ツイッター社)に移転 せよ」という裁定が申し渡された。

【コメント】

1. 背景

① ツイッターとは

広い意味でのSNS (Social Networking Service) の一種で、オバマ氏が大統領 選でこれを利用して献金を集めたことに より一躍有名になったブログとチャット の中間的なサービスです**3。

日本では、2006年7月16日に同サー ビスが開始され、2010年1月には、ユー ザー数が約500万人となっています。

各ユーザーは、140文字以内の投稿(つ ぶやき)を行います。ユーザーが投稿を 読みたいユーザーを指定(フォロー)す ると、自分のサイトにおいて、自分のつ ぶやきとフォローしたユーザーのつぶや きを読むことができます。

つまり、フォロー数が多ければ、それ だけ多くのユーザーにメッセージを送る ことができます。この性質から最近、顧 客に対してメッセージを送る手段として 注目を集めています。

また、おすすめユーザーリストに加え られると、フォロー数が増加しやすくな ることから、T社の代表者は商業的な利

※3) 詳細については以下HPを参照。 http://twitter.com/

※4) 日本知的財産仲裁センター 知的財産権に関する紛争につき、相 談、調停、仲裁、判定、ドメイン名 紛争裁定などを行うADR(裁判外 の紛争解決手段)機関。

http://www.ip-adr.gr.jp/

※5) 社団法人日本ネットワークイ ンフォメーションセンター

(JPNIC: Japan Network Information Center) o NIR (National Internet Registry: 国別インターネットレジ ストリ)としてIPアドレスなどのイ ンターネット資源を管理したり、急 速な発展を遂げたインターネットの 諸事項について国際的な運用やポリ シーの検討などをしている。

http://www.nic.ad.jp/ja/

※6) 属性型JPドメイン名

末尾が「in |で終わるドメイン名(IP ドメイン)のうち、セカンドレベル (.jpの左隣の領域) が組織種別ラベ ルとなり、サードレベルドメインが 組織名となっているドメイン。例え ば、学校などのac.jpや、企業のco.jp や、政府機関などのgo.jpなどがある。

※7) 地域型JPドメイン名

IPドメインのうち、セカンドレベ ル以降が、登録者の所在地をもとに、 都道府県名、市町村名などで分類さ れたドメイン。一般の個人や組織が 登録できる「一般地域型ドメイン名」 と、地方公共団体が登録できる「地 方公共団体ドメイン名」の2種類が ある。例えば東京の場合、tokyo.jp、 北海道の場合、hokkaido.jpとなる。

益を得るために、リストに加えることを 要求したのだと考えられます。

② IPドメインの種類

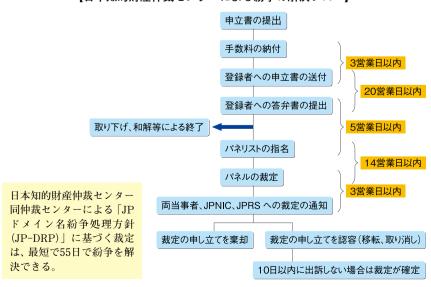
社団法人日本ネットワークインフォ メーションセンター *5 (JPNIC) は、JP ドメインを以下3つに分類しています。

- ・属性型JPドメイン名**6
- ・地域型JPドメイン名^{*7}
- ・汎用JPドメイン名^{※8}

今回、T社が取得したのは属性型JP ドメインのtwitter.co.jpです。このco.jp は、株式会社、有限会社、合名会社、合 資会社、相互会社、特殊会社、その他の 会社や信用金庫、信用組合、および日本 において登記を行っている外国企業のみ が取得できます。

このため、日本支社が登記されていな かったツイッター社は、twitter.co.jpの ドメインを入手できず、T社に取得され てしまったのです^{**9}。

【日本知的財産仲裁センターによる紛争の解決フロー】



ツイッター社は仲裁の申し立てを行い ました。なお、同社は、今回の裁定によっ てtwitter.co.ipを暫定的に入手可能とな りました*10。

③ ドメイン紛争の類型

JPNICによれば、ドメイン紛争は、以 下の3つの類型があるとされています。

- A. 悪意のドメイン名登録者vs 商標権者
- B. ドメイン名登録者vs 悪意の商標権者
- C. 商標権者(ドメイン名登録者)vs 商標権者**11

今回のケースは、商標権者のツイッ ター社と、悪意のドメイン名登録者のT 社との紛争ですので、Aに該当します。

④ 日本知的財産仲裁センターによる紛 争解決

申し立てには申立人が以下の3つの事 項をおのおの証明する必要があります。

- A. 登録者のドメイン名が、申立人が 権利または正当な利益を有する商 標その他表示と同一または混同を 引き起こすほど類似していること
- B. 登録者がドメイン名の登録につい ての権利または正当な利益を有し ていないこと
- C. 登録者のドメイン名が、不正目的 で登録または使用されていること

今回ツイッター社は、上記3要件を満 たしているため、「『twitter.co.jp』の登 録を申立人に移転せよ」という裁定が申 し渡されました。



2. 実務上の指針

① 日本知的財産仲裁センターの活用

ドメイン名に関する紛争においては、 前掲図のように、同仲裁センターを活用 すれば最短55日ですから、裁判よりも 早期に解決できる可能性があります。

② 不正競争防止法による紛争の解決

ドメイン名に関する紛争の類型Aに対 しては、不正競争防止法に基づき、差止 請求や損害賠償請求ができます**12。

青少年育成条例改正案先送り

漫画やアニメで18歳未満と判断され る児童の悪質な性描写を規制するため、 東京都が定例議会に提出した青少年健全 育成条例の改正案が、6月の定例議会に 先送りされる見通しとなった。

この改正案に対して、ちばてつやさん ら漫画家や出版業界が「規制の対象があ いまいで、表現の自由を侵害しかねない」 として強く反対。民主党の会派内には賛 否両論あったが、反対論の高まりに配慮 して審議の先送りを決めた。

【コメント】

1. 背景

本改正案は、青少年の健全な育成を図 るため、児童ポルノの根絶などへの機運 の醸成等に関する規定を設けるととも に、インターネット利用環境の整備等に 関する規定を改めるほか、規定を整備す る必要があるとして提出されました。

一方で、社団法人日本図書館協会

(JLA)、社団法人日本書籍出版協会 (JBPA)、社団法人日本雑誌協会(JMPA) など、さまざまな団体から慎重な審議を 求める声や、反対意見が多く寄せられま した。例えば、改正案の問題点として、 以下の意見も挙がっています。

- A. あいまいな規定でいくらでも恣意 的に解釈でき、幅広い作品が対象 になり得る
- B. 漫画などの表現に対する萎縮効果 が高く、日本のコンテンツ産業に 大きなマイナス影響を与える可能 性がある
- C. 審議期間が極端に短く、拙速に成 立に向かっている

2. 実務上の指針

今年6月には本条例が再度審議されま す。本条例改正案はJLA等がこの条例に 意見を表明していることから、コンテン ツビジネスに影響を与える可能性が高い ものと思われます。

関係者は、今後も当該改正案の審議動 向に注目が必要です。

※8) 汎用ドメイン名 JPドメインのうち、セカンドレベ ル以降が、登録者が希望する名称を 登録できるドメイン。

※9) ドメインの取得は先願主義の ため、基本的に早い者勝ちとなる。

※10) ツイッター社は、現在のと ころ日本支社を登記しておらず、 co.jpドメインの登録要件を満たし ていない。

※11) 同一の社名で、指定商品・ 指定役務が異なっている場合など。

※12) 不正競争防止法2条1項12 号には、「不正の利益を得る目的で、 又は他人に損害を加える目的で、他 人の特定商品等表示(人の業務に係 る氏名、商号、商標、標章その他の 商品又は役務を表示するものをい う) と同一若しくは類似のドメイン 名を使用する権利を取得し、若しく は保有し、又はそのドメイン名を使 用する行為」が不正競争行為とされ ている。



鈴木 康介 (弁理士)

プロシード国際特許商標事務所 日本弁理士会価値評価推進センター 副センター長 日本弁理士会関東支部幹事

T173-6045 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 45階 TEL: 03-5979-2168 kosuke.suzuki@japanipsystem.com http://japanipsystem.com/ http://twitter.com/japanipsystem